

各高齢者施設等の管理者 様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

令和 5 年度新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等の集中的検査の追加申込について（通知）

各施設・事業所の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止について、細心の注意を払いながら取り組んでいただいていることに深く感謝申し上げます。

本県では、これまでも高齢者施設等の従事者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査を実施してきたところですが、現在、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しており、県内においても感染が拡大傾向にあることから、感染を早期に発見し、感染拡大を防止するため、別添のとおり実施要領を改正し、改めて、新規申込施設の募集を行いますので、積極的に受検いただきますようお願いいたします。

記

1 対象施設

県内（盛岡市を除く）に所在する次の施設・事業所

(1) 高齢者施設等

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

(2) 通所・訪問系

居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

2 対象者

(1) 対象施設の従事者であって無症状の者（原則として、介護職員や看護職員等の入所者・利用者等へ直接処遇を行う従事者に限る。）

(2) 新規入所者（原則として、入所系施設に新規に入所する者に限る。）

3 検査方法

抗原定性検査（鼻腔からの検体を使用）

4 検査費用

抗原定性検査キットの配布に係る費用は、県が負担します。

5 検査の実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から当面の間（終了時期は、県内の感染状況により判断）

6 追加申込の受付期間

令和5年8月8日（火）まで

7 申込方法等

※ 既に集中的検査に参加しており、引き続き参加する施設等については、改めての報告は不要です。

(1) 新たに参加を希望する施設等

新規申込票を電子メールで送信してください。

- ・ 申込先メールアドレス AD0005@pref.iwate.jp
- ・ メール件名 集中的検査登録（新規）
- ・ メール本文 施設名、担当者名、電話番号
- ・ 添付ファイル 【施設名】新規申込票.xlsx（エクセル形式のまま送信）

(2) 既に参加している施設等で、登録情報に変更のある場合（参加を辞退する場合含む）

変更（辞退）申込票を電子メールで送信してください。

- ・ 申込先メールアドレス AD0005@pref.iwate.jp
- ・ メール件名 集中的検査登録（変更（辞退））
- ・ メール本文 施設名、担当者名、電話番号
- ・ 添付ファイル 【施設名】変更（辞退）申込票.xlsx（エクセル形式のまま送信）

8 実施要領及び報告様式等の掲載先

県公式ホームページ（トップページ） > くらし・環境 > 福祉 > 介護福祉 > 新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等の集中的検査の実施について

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/1060330.html>

※ 検査の詳細は別添実施要領等を御確認願います。

担当：介護福祉担当 伊藤 電話：019-629-5441 E-mail AD0005@pref.iwate.jp
--

令和5年度新型コロナウイルス感染症に係る 高齢者施設・障がい者施設等の集中的検査実施要領

令和5年4月1日
(最終改正：令和5年8月2日)

岩手県保健福祉部長寿社会課
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課
岩手県保健福祉部医療政策室

1 目的

高齢者施設や障がい者施設等の入所者等は重症化リスクが高い特性があるほか、認知症の方などマスクの着用等の感染対策が難しい方も多い。

また、高齢者施設・障がい者施設等で集団感染が発生した場合には、やむを得ず施設内療養を行う場合があるほか、職員が感染又は濃厚接触者となった場合には、施設運営への影響が非常に大きくなることが想定される。

今般、早期発見・早期対応により感染拡大を最小限にとどめるとともに、医療提供体制への負荷を軽減することを目的として、高齢者施設及び障がい者施設の従事者等を対象とした集中的検査を実施する。

2 検査実施内容

(1) 対象地域

県内全域（盛岡市を除く）

(2) 対象施設

ア 高齢者施設等

(ア) 入所系

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等

(イ) 通所・訪問系

居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等

イ 障がい者施設等

(ア) 入所系

短期入所事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設、障害児入所施設（福祉型）、障害児入所施設（医療型）等

(イ) 通所・訪問系

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、自立訓練、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援）、地域相談支援（地域定着支援）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、自立生活援助、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等

(3) 対象者

ア **対象施設の従事者**であって無症状の者（原則として、介護職員や看護職員等の入所者・利用者等へ**直接処遇を行う従事者に限る。**）

イ **新規入所者**（原則として、**入所系施設に新規に入所する者に限る。**）

(4) 検査方法

- ・抗原定性検査（鼻腔からの検体を使用）
- ・抗原定性検査キットの配布に係る費用は、県が負担する。

(5) 集中的検査実施期間

令和5年4月1日から当面の間（終了時期は、県内の感染状況により判断）

(6) 集中的検査実施計画

ア 意向確認

(ア) 引き続き参加を希望する施設

① 登録情報に変更のない施設 報告は不要。

② 登録情報に変更のある施設

登録情報に変更等がある施設等は、変更用アドレスに変更申込票を電子メールで送信する。

件名：集中的検査登録（変更）

本文：施設名、担当者名、電話番号

添付ファイル：【施設名】集中的検査変更申込票.xlsx

《変更用アドレス》

高齢者施設 AD0005@pref.iwate.jp

障がい者施設 AD0006@oref.iwate.jp

(イ) 新たに参加を希望する施設

申込用アドレスあてに、新規申込票を電子メールで送信する。

件名：集中的検査登録（新規）

本文：施設名、担当者名、電話番号

添付ファイル：【施設名】集中的検査新規申込票.xlsx

《申込用アドレス》

高齢者施設 AD0005@pref.iwate.jp

障がい者施設 AD0006@pref.iwate.jp

(ウ) 申込期間

随時受付

イ 抗原定性検査キットの配布

施設等からの検査実績報告に基づき、国が示す検査実施期間及び県の保有する抗原検査キットの在庫数を踏まえて、県が調整し、配布する。

ウ 検査の実施

地域で感染が拡大していると判断される場合において、次により検査を実施する。

(ア) 施設従事者等に対する検査

原則週2回（2～3日間隔）

(イ) 新規入所者に対する検査

1回（新規入所時）

エ 検査実績の報告

抗原定性検査キットの配布を受けた高齢者施設等は、別途示す方法により、週ごとの検査実績について報告する。（検査実績の報告は、インターネットを利用した方法となること。）

検査実績の報告がない場合、追加の抗原検査キットの配布は行うことができないこと。

オ 検査で陽性となった場合の対応

集中的検査の結果、陽性となった場合は、必要に応じ、かかりつけ医等に相談する等し、感染対策を講じること。

また、施設内で感染が拡大する可能性が否定できない場合は、管轄の保健所に連絡すること。

なお、令和5年5月8日以降の療養期間の考え方については、「新型コロナウイルス感染症の法上位置付け変更後療養期間の考え方等について（令和5年月8日以降の取扱いに関する

事前の情報提供)」(令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)を参考とされたいこと。

カ 集中的検査実施期間の終了後の対応について

集中的検査実施期間の終了については、医療政策室より、集中的検査に参加する高齢者施設等あて連絡する。

なお、集中的検査期間終了時に高齢者施設等で保管している未使用の抗原定性検査キットは、次回の集中的検査期間に備え、別途連絡するまでの間、施設内で適切に保管するものとする。

3 注意事項

- ・ ウイルス自体に感染性が無くても検査により検出と判定される場合があることから、**新型コロナウイルス感染症と診断された方については、概ね1か月間、検査対象から除外すること。**
- ・ 当該検査は**無症状者が対象**となるため、検体採取当日に症状がある場合には、医療機関を受診して医師の診断を受ける等の対応を行うこと。
- ・ 検査対象者以外の者(職員の家族等)が当該検査を受検したことが判明した際には、当該受検者の検査費用は施設側の負担となること。
- ・ 集中的検査に参加する施設への連絡は、電子メールにより行うことから、登録するメールアドレスは、**登録するメールアドレスをコピーして入力フォームに張り付ける等、正確に入力すること。**
- ・ **検査結果が陰性の場合でも、新型コロナウイルスに感染している可能性は否定できないことから、検査結果に関わらず、感染対策の徹底を継続**すること。

4 問合せ先

【集中的検査の実施内容に関すること】

岩手県保健福祉部医療政策室

MAIL : AD0002@pref.iwate.jp

TEL : 019-629-5417 ※受付時間 平日 8:30~17:00

FAX : 019-626-0837

【集中的検査の申込等に関すること】

◆ 高齢者施設関係

岩手県保健福祉部長寿社会課

MAIL : AD0005@pref.iwate.jp

TEL : 019-629-5435 ※受付時間 平日 8:30~17:00

FAX : 019-629-5444

◆ 障がい者施設関係

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

MAIL : AD0006@pref.iwate.jp

TEL : 019-629-5448 ※受付時間 平日 8:30~17:00

FAX : 019-629-5454

令和5年度新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設・障がい者施設等の集中的検査に関するQ&A

令和5年8月2日

No.	質 問	回 答
1	何のために実施するのか。	無症状の感染者を早期に発見し、施設内や利用者への感染拡大を防ぐためです。
2	検査は必ず受けなければならないのか。	検査は任意となりますが、できるだけ受検することをお願いしております。
3	検査はいつから実施できるのか。	集中的検査の参加対象施設が確定し、抗原検査キットが施設に配布された時点から実施可能です。
4	施設にインターネット環境がないが、集中的検査に参加することは可能か。	インターネット環境がない場合は参加することはできません。ただし、集中的検査への参加登録及び検査実績の報告は一般的なスマートフォンなどでも対応が可能です。
5	送付先を事業所以外にしたいが可能か。	お申し込みいただいた事業所の住所地以外への発送はできません。
6	当初申込みをしなかったが、途中から検査を申し込むことは可能か。	実施を希望する月の前月10日までに登録情報の変更等の申込みにより検査が可能です。
7	今回の実施期間後も検査は継続するのか。	当面の間、継続して実施する予定ですが、感染状況によっては休止する場合があります。継続の有無については、集中的検査に参加する施設あて、別途お知らせいたします。
8	途中で検査をやめたいがどうしたらよいか。	登録情報の変更登録をお願いします。
9	検査対象者の人数が増えた場合や減った場合はどうすればよいか。	報告等は不要です。配布する抗原検査キットの範囲内での対応をお願いします。
10	訪問看護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションの医療みなし事業所は対象となるのか。	みなし事業所も対象となります。
11	検査の対象者の範囲は。	原則として、施設・事業所の入所者や利用者や接触する機会の多い直接処遇の職員を対象としており、接触機会が比較的少ない事務職員等は対象外としております。 また、入所系施設では、新規入所者も対象となります。
12	入所者・利用者に使用してもいいのか。	入所系施設においては、新規入所者の入所時に1回使用できますが、それ以外は使用できません。通所・訪問系の施設では職員のみ使用できます。
13	入所者用の抗原検査キットの配布は行わないのか。全員検査したほうが安心・安全ではないのか。	入所者の感染を効果的かつ効率的に防止するため、施設従事者（入所者・利用者等に直接処遇する従事者）や新規入所者を対象として検査を実施することとしたものです。
14	施設内でクラスターが発生した場合、入所者の検査に使用してもいいか。	原則として、施設・事業所の新規入所者や利用者や接触する機会の多い直接処遇の職員を対象としておりますので、それ以外の入所者、利用者の検査には使用しないでください。
15	施設内でクラスターが発生した場合、検査はどうするのか。	集中的検査は継続して実施することを想定していますが、保健所による行政検査が実施される場合は、保健所の指示に従ってください。
16	施設内でクラスターが発生した場合、県が集中的検査実施分として配布するキットを、集中的検査の対象外職員を含めた全職員の毎日の検査に使用してよいか。	施設の判断により、集中的検査実施要領で定める範囲外の対象者に対して検査を行う場合や、同要領で定める頻度以上で検査を実施しようとする場合など、集中的検査の範囲を超えて検査を実施しようとする場合は、県が配布するキットで不足する部分については、施設で準備をお願いします。
17	集中的検査実施期間が終了した時点で、抗原検査キットが余っている場合、入所者や直接処遇職位に外にも使用してよいか。	次回の集中的検査が開始された場合に使用しますので、施設内で適切に保管願います。
18	検査をするのを忘れた場合はどうすればいいか。	忘れていたことに気が付いた時点から、適切な頻度での検査を再開してください。予定されていた検査を実施しなかった場合であっても、毎週の検査実績にそのまま報告をお願いします。
19	検査キットで陽性が出た場合の対応はどうしたらいいのか。	必要に応じて、かかりつけ医等に相談する等、感染対策を講じてください。また、施設内で感染が拡大する可能性が否定できない場合は、管轄の保健所に連絡してください。

20	<p>コロナの陽性者となった後、療養解除となった者はいつから検査を実施していいのか。</p>	<p>ウイルス自体に感染性が無くても検査により検出と判定される場合があることから、新型コロナウイルス感染症と診断された方については、療養解除日から概ね1か月間、検査対象から除外してください。</p>
21	<p>抗原検査キットは週1回の使用でもよいのか。</p>	<p>無症状者に対する抗原定性検査は、週2回以上の頻度での実施が推奨されていることから、集中的期間において週2回程度の検査が実施できるように抗原検査キットを送付するものです。 ただし、地域の感染者が少ない状況が継続する場合などは、状況に応じて、施設長等の判断により、検査の頻度を減じることや、検査を一時的に休止することも可能です。</p>
22	<p>検査キットが不足しそうだが、追加で送付してもらえるのか。</p>	<p>各施設からの検査実績報告を確認し、在庫数に応じて、追加で送付することを想定していますので、適切に検査実績を報告くださるようお願いします。ただし、検査実績報告がされていない場合は、検査キットの送付は行うことはできません。 また、県内の新規感染者数が減少している場合や、県が管理する抗原検査キットの在庫が不足する場合などは、追加送付を行わない場合があります。 これらのことを踏まえ、計画的な検査の実施をお願いします。</p>
23	<p>実績報告はいつまでにどのように報告するのか。</p>	<p>検査実績（検査実施数、陽性者数等）については、毎週、インターネットを利用して報告いただくこととしており、具体的な報告方法は集中的検査に参加する施設あて、別途連絡します。 各施設からの検査実績報告を確認し、在庫数に応じて、追加で送付することを想定していますので、適切に検査実績を報告くださるようお願いします。ただし、検査実績報告がされていない場合は、検査キットの送付は行うことはできません。</p>